

入札実施要領

令和7年2月25日（火）に徳島市が行う市有財産貸付に伴う一般競争入札に参加される方は、次の各事項をよく読み、入札に参加してください。

第1 入札に付する物件（以下「入札物件」といいます。）

徳島市中徳島町二丁目5番1 宅地 634.41㎡（うち615.54㎡）

上記土地を2分割し、駐車場用地としてそれぞれ入札を実施します。両方の入札に参加することも可能です。

1号物件 310.58㎡（東側13台分）

2号物件 304.96㎡（西側13台分）

※詳細は物件調書及び詳細図のとおりです。

第2 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 予定価格

当該入札物件の予定価格（最低賃貸借料）は次のとおりとします。

1号物件：1,452,000円（税込）（年額）

2号物件：1,452,000円（税込）（年額）

第4 用途の制限

今回の入札物件は、次のとおり使用用途を制限します。

- 1 駐車場以外の用途に使用することはできません。
- 2 入札物件は、第三者（従業員、その他これに類する者と認められる者以外の者）に対して、有料で貸し付けることを目的として使用することはできません。

第5 入札参加資格

法人であって、次のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。（個人の方は参加できません。）

- 1 次のいずれかに該当すると認められる者。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- 2 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) (1)から(6)までの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 3 徳島市暴力団等排除措置要綱第3条に規定する排除措置を受けている者。
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、当該団体の構成員及びその構成員を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者。
 - 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員。

第6 現地説明会の日時及び場所

- 1 現地説明会の開催希望があった場合には、次の日時及び場所において、徳島市の職員が入札物件の説明を行います。開催を希望される方は、令和7年2月6日（木）までに下記現地説明会申込フォームで申込を行ってください。

- (1) 日時：令和7年2月10日（月）午前10時から
- (2) 場所：徳島市中徳島町二丁目5番1（入札物件の場所）
- (3) 現地説明会申込フォーム

リンク先：<https://logoform.jp/form/fZa2/868775>



- 2 開催希望がなかった場合は、現地説明会を行いません。なお、現地説明会に参加されなくても入札には参加できますが、物件の現況はすべて了知されているものとみなします。
- 3 事情により予告なく現地説明会を延期又は中止することがあります。

第7 物件の確認

- 1 入札に参加する方（以下「入札参加者」といいます。）は、入札前に必ず入札物件の現況等を確認してください。
- 2 物件は、現状有姿のまま貸し付けます。入札参加者は、本要領、物件調書、詳細図及び現地説明会等で説明した事項についての不知、不明を理由として疑義を申し立てることはできません。

- 3 現況の駐車場の線を引き直す場合は、落札者の負担となります。

第8 入札参加申込み

入札参加者は、次の期間内に下記入札参加申込フォームで申請しなければ、第11により執行する入札に参加することができません。

- 1 受付期間

令和7年1月31日（金）から同年2月17日（月）

- 2 申込後の手続き

入札参加申込後、参加資格審査を行い、資格審査の結果通知をお送りします。入札参加決定の場合、入札書、委任状及び入札に関する説明等の必要書類をお送りしますので、よくお読みになって、第11により執行する入札に参加してください。

- 3 入札参加申込フォーム

リンク先：<https://logoform.jp/form/fZa2/867894>

QRコード



第9 質問及び回答

本件入札に関し質問がある場合には、下記入札質問申込フォームにて申請してください。令和7年2月14日（金）正午までに徳島市ホームページにて公表します。

- 1 受付期間

令和7年1月31日（金）から同年2月12日（水）まで

- 2 入札質問申込フォーム

リンク先：<https://logoform.jp/form/fZa2/867948>

QRコード



第10 契約条項を示す日時及び場所

徳島市役所ホームページにおいて市有財産賃貸借契約書（案）を公開しています。

第11 入札執行及び開札の日時及び場所

- 1 日時：令和7年2月25日（火）午前10時から

場所：徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所12階 1201会議室

- 2 午前10時の入札開始時間に遅れた方は、入札に参加できません。

- 3 入札室に入ることができるのは各参加者につき1人だけです。

第12 入札執行日に持参するもの

入札参加者及び代理人は、入札の時に次に掲げるものを必ず持参してください。

- 1 通知書（第8の2によりお送りしたもの）
- 2 入札書（1に同封）
- 3 入札書提出用の封筒（長形3号程度のもの）
- 4 登録印鑑（代理人による入札の場合は不要）
- 5 入札保証金に係る納入通知書兼領収書（原本）
- 6 代理人による入札の場合は代理権を証する書面（委任状、徳島市指定の様式による）とその書面に使用した代理人の印鑑
- 7 法人登記のない支社、支店等で入札・契約する場合は代表権を証する書面（委任状、徳島市指定の様式による）

第13 入札の要領

- 1 入札書は所定の様式によるものとし、その記載にあたっては次に掲げるところにより作成してください。
 - (1) 文字は、すべて楷書とし、ペン書き又は黒のボールペン書きとすること。
 - (2) 金額を表示する数字は、アラビア数字で記載し、最初の数字の前に¥を記入すること。
 - (3) 入札金額の訂正は認めないので、訂正する場合には新たに入札書を作成すること。
 - (4) 入札年月日及び住所氏名は、明瞭に記載して押印すること。
- 2 入札は物件ごとに行います。物件ごとに入札書を作成し、封筒に入れて提出してください。
- 3 入札参加者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 4 郵便による入札は認めません。

第14 入札金額の表示

入札金額は、契約しようとする年額の賃貸借料に110分の100を乗じて得た額で表示してください。

第15 入札保証金

- 1 当該入札物件の入札保証金は121,000円とします。
- 2 入札参加者は、入札保証金（121,000円）を、入札書提出前に納付しなければなりません。入札保証金は、第8の2によりお送りした入札保証金に係る納付書にて所定の金融機関で納付した上で、入札執行日に納入通知書兼領収書（原本）をご持参ください。
- 3 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、適正な請求があつてから概ね2週間で返還いたします。入札保証金の返還に必要な請求書は、入札当日に配布します。
- 4 入札保証金には、利子を付しません。
- 5 落札者が指定の日までに契約を締結しないときは、その者の落札は効力を失い、納付している入札保証金は徳島市に帰属します。
- 6 徳島市契約規則第8条に掲げる各号の一に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することがあります。

第16 開札の要領

- 1 開札の結果、徳島市の設定する予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格をもって入札した者（以下、「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降を確定させた上で落札決定を保留し、入札を終了します。
- 2 同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない徳島市職員にくじを引かせて順位を決定します。
- 3 開札の結果、落札候補者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。当初を含めて3回まで入札を行っても落札候補者がいないときは、この入札は打ち切るものとします。

第17 必要書類の提出

落札候補者は提出期限までに下記書類を提出しなければなりません。

(1)提出書類

ア 印鑑登録証明書（原本）

イ 法人にかかる登記事項証明書（履歴事項全部又は現在事項）（原本）

なお、ア及びイについては令和6年11月25日（月）以降の日付のものに限ります。

(2)提出場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所7階 徳島市財政部財産管理活用課

(3)提出方法

直接財産管理活用課へ持参するか、郵便（令和7年3月10日（月）午後5時までに必着）により提出してください。

第18 落札の決定

- 1 落札候補者が第17に定める書類を提出後、入札要件を満たしていれば落札者として決定し、落札決定通知書を送付します。
- 2 落札候補者が第17に定める書類を期限内に提出しない場合、もしくは入札要件を満たしていない場合は、落札候補者が行った入札は無効とし、開札時に決定した順位における次順位者を新たな落札候補者とし、その旨を通知します。新たな落札候補者が第17に定める書類を期限内に提出し、入札要件を満たしていれば、落札決定となりますが、落札決定とならなかった場合はさらに次順位の者が新たな落札候補者となり、落札決定するまで同様の手続きを行います。
- 3 前項のとおり確認し、落札者が決定しない場合はこの入札を打ち切ります。
- 4 新たに落札候補者となった者は第17に定める書類を新たに落札候補者となった日から起算して10日以内（閉庁日を除く）に直接財産管理活用課へ持参するか郵便により提出しなければなりません（提出期限日午後5時までに必着）。

第19 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- 1 入札資格のない者のした入札
- 2 第15に定めた所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- 3 入札に遅参した者の入札
- 4 記名押印のない入札
- 5 指定する入札書記載事項を表示せず若しくはその記載事項が不明確であり又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- 6 同一物件について2通以上の入札書の提出をした入札
- 7 落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないとき
- 8 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

第20 契約保証金及び契約の締結

- 1 落札者は、落札決定の日から起算して14日以内に契約保証金を納付して、市有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。
- 2 契約保証金の額は121,000円とし、契約の締結以前に納付しなければなりません。
- 3 契約保証金は、特に反対の意思表示がない限り、既に納付している入札保証金を充当する旨の申出があるものとして取り扱います。
- 4 契約保証金には利子を付しません。
- 5 徳島市契約規則第31条に掲げる各号の一に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。
- 6 契約の締結は、契約書を作成することによって行います。
- 7 契約の締結及び履行に関する一切の費用については、落札者の負担とします。
- 8 契約は、落札者が押印し後日徳島市が契約書に記名押印したときに確定します。
- 9 落札者が1の期間内に契約保証金を納付して契約を締結しないときは、その者の落札は効力を失うほかその者が納付している入札保証金は徳島市に帰属します。
- 10 契約保証金は、契約の履行後に返還します。

第21 賃貸借料

- 1 賃貸借料は、一般競争入札により決定することとし、入札金額に100分の110を乗じて得た額とします。
- 2 賃貸借料の納付については、12回の月払いとし、徳島市が発行する納入通知書により毎月末日までに納入しなければなりません。

第22 入札の中止等

事情により予告なく入札を延期又は中止することがあります。

第23 その他

一般競争入札の実施及び契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び徳島市の定める規則等法令の定めるところによるもののほか、本要領に基づき行います。

物 件 調 書

所在地		地 目	地積（公簿）	地積（実測）	土地の形状
徳島市中徳島町二丁目5番1		宅 地	634.41㎡	634.41㎡	長方形画地
接面道路状況	西側現況幅員約30m国道（歩道両側各約3.5m）、北側現況幅員約6m舗装市道、東側現況幅員約6.2m舗装市道				
交通機関	バ ス	中徳島町2丁目バス停（約60m）			
	J R	J R徳島駅（約970m）			
近隣公共施設	市役所	南西方約900m	病 院	南西方約200m	
供給施設状況	供給施設	状 況	事業所名		電話番号
	電 気	可	四国電力送配電 徳島支店		088-656-4601
	都市ガス	可	四国ガス 徳島支店		088-654-2171
	上水道	可	徳島市上下水道局		088-623-1187
	下水道	可	徳島市上下水道局		088-623-1187
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	商業地域			
	指定建ぺい率	80%	指定容積率	600%	
	防火地域	有			
	その他の法律	徳島市徳島本町地区等地区計画区内			
私道の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場以外の用途には使用できないこととする。 ・ 第三者（従業員、その他これに類する者と認められる者以外の者）に対して、有料で貸し付けることを目的として使用することはできないこととする。 ・ 現況の線を引き直す場合は、借主の負担で行うこととする。 				

市有財産貸付詳細図（旧動物園前駐車場用地）

1 物件の表示 徳島市中徳島町二丁目5番1

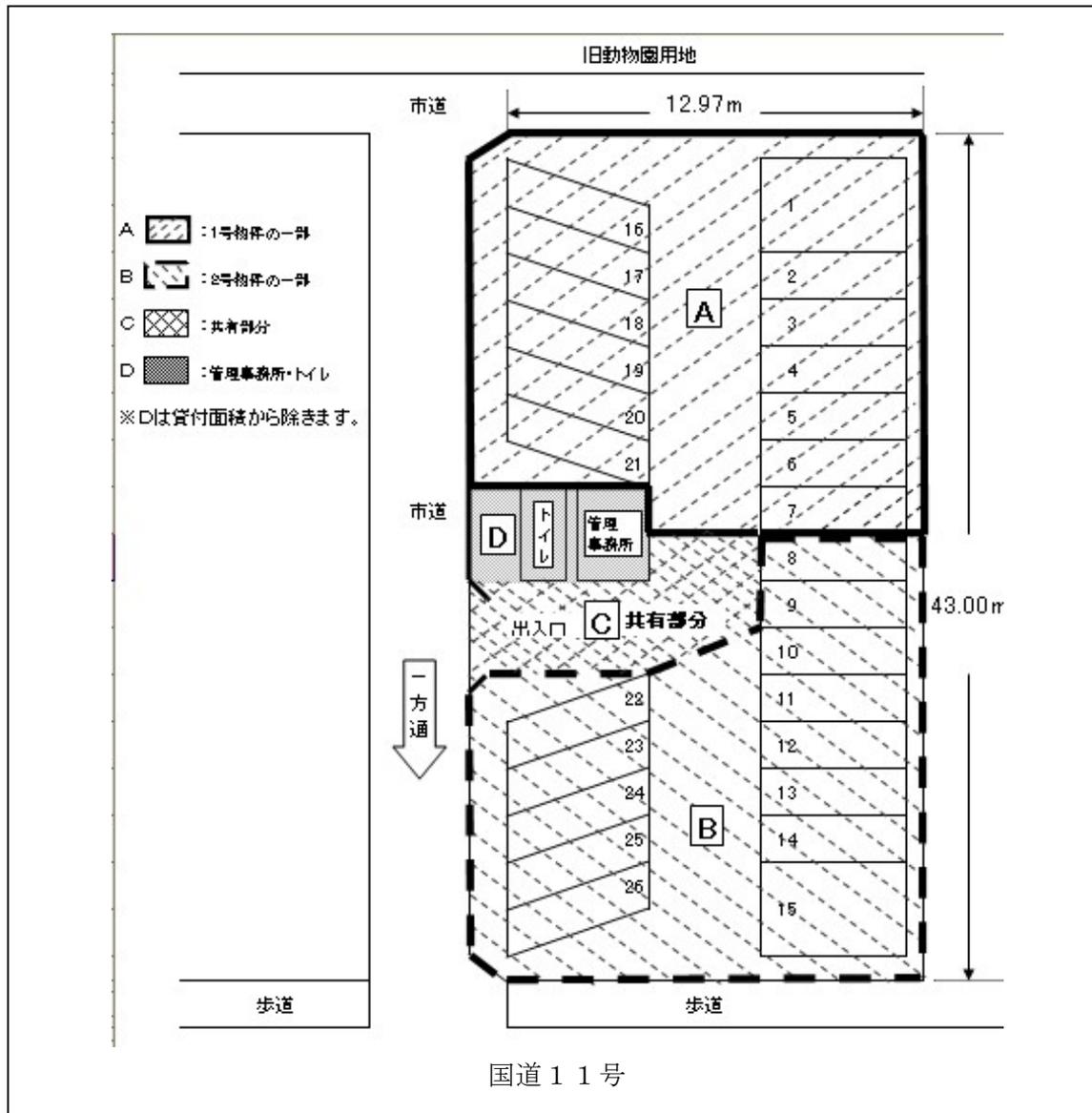
宅地

634.41㎡（うち615.54㎡）

(1) 1号物件	310.58㎡	内訳	1号物件(A)	281.52㎡	
			共有部分(C) × 1/2	29.06㎡	
					310.58㎡

(2) 2号物件	304.96㎡	内訳	2号物件(B)	275.90㎡	
			共有部分(C) × 1/2	29.06㎡	
					304.96㎡

2 詳細図



※現況と詳細図の駐車場ライン(1~26)は異なっていますので、現地で確認をお願いします。